
④ (拡) ごみ減量化・資源化の推進、路上禁煙地区拡大の検討 27,668 千円

【資源循環部資源循環推進課、資源循環総務課】

市民の意識向上のための啓発を行い、ごみの減量化、資源化を推進します。また、横須賀ごみ処理施設の稼働に向けた周知を進め、ごみの広域処理移行を円滑に進めます。

(拡) ○ 職員による啓発活動の実施

(拡) ・横須賀ごみ処理施設稼働に伴う全町内会などに向けたごみトークを実施

・ごみ問題学習会および子どもごみ教室などの実施

(拡) ○ 刊行物などによる啓発の実施

・「ごみと資源物の分け方・出し方パンフレット」、「ごみと資源物の分別収集カレンダー」の発行（全戸配布）

(新) ・「在宅医療廃棄物の処分案内リーフレット」の発行

○ 使用済小型家電リサイクルの推進

○ 路上禁煙地区の拡大に向けた検討

⑤ (拡) 事業系廃棄物の適正処理・減量化・資源化の推進 5,846 千円

【資源循環部廃棄物対策課】

横須賀ごみ処理施設の稼働に向けて、事業系廃棄物の適正処理、減量化および資源化を推進するため、排出事業者への啓発活動を行います。

○ 事業系剪定枝の搬入先周知

・資源化推進のため、事業系剪定枝の搬入先を市の焼却施設から民間の資源化処理施設へ変更するため、案内チラシを作成

(新) ○ 食品ロス削減の啓発

・食品廃棄物の減量化・資源化を周知するポスターを作成

(新) ○ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の掘り起こし調査

・PCB廃棄物等の保管および保有状況を調査し、期限内に処理できるよう事業者を指導

*掘り起こし調査

市内における未処理のPCB使用製品およびPCB廃棄物を網羅的に把握する調査。

⑥ (拡)「みどりの中の都市」の実現に向けた取り組み 85,469 千円

【環境政策部自然環境共生課】

「みどり」を保全し、創出するため「みどりの基本条例」や「みどりの基本計画」に位置づけた施策の推進を図ります。

また、三浦半島の樹林地において発生しているナラ枯れについて、被害の拡大を防ぐため時限措置として被害対策を実施します。

さらに、魅力ある「自然観光資源」を守りながら、ふれあうことができる「横須賀エコツアー」を、引き続き推進します。

- 「みどり」に関する施策の検討・施策効果の検証および進行管理の実施
- (新) ○ ハイキングコース沿いなどに存するナラ枯れによる危険木の処理
- 横須賀エコツアーの推進
- 自然環境調査の実施および自然観察会の開催
- 近郊緑地特別保全地区内の土地の買入れ
- 民有地の緑化行為に係る費用の一部助成

*** ナラ枯れ**

カシノナガキクイムシが媒介する菌によってナラ類などが集団的に枯れる被害。

⑦ (拡) 下水道施設の再構築 2,044,200 千円

【上下水道局下水道管渠課、下水道施設課】

下水道施設の規模を適正化するため、経年化した上町浄化センターを廃止し、ポンプ場とするとともに、汚水を下町浄化センターで処理するための汚水送水管および汚泥圧送管並びに下町浄化センターの高度処理施設を整備します。

- 上町・下町バイパス管築造工事
- (拡) ○ 上町浄化センターポンプ場化工事
- 下町浄化センター第4系列3池目高度処理施設整備工事

*** 高度処理**

より多くの窒素やリンを取り除くための処理方法。

⑧ (拡) 道路改良および歩車道整備の実施 225,082 千円 【土木部道路建設課】

都市基盤整備および交通安全の確保と良好な道路環境を推進するため、道路整備を行います。

- 若松日の出線道路改良事業
 - ・用地交渉の実施
- 野比北武線道路改良事業
 - ・用地買収の実施
- 堀ノ内駅前通り歩車道整備事業
 - ・詳細設計の実施
- 市内環状線街路改良事業
 - ・用地買収の実施
- (新) ○ 上町坂本線街路改良事業
 - ・測量業務の実施

⑨ 新たな総合計画の策定 1,257 千円 【政策推進部都市政策研究所】

まちづくりの基本的方向を定めた「横須賀市基本構想」の改定も含め、平成 34 年度(2022 年度)からスタートする次期総合計画の策定に着手します。

⑩ (拡) ファシリティマネジメントの推進 7,752 千円 【財政部 FM 推進課】

本市が保有する公共施設について、更新や再編、長寿命化対策などの公共施設マネジメントを計画的に進め、効率的な運営の実現を目指します。

- (新) ○ 公共施設の長寿命化に向けた取り組みなどを位置づける「(仮称) 公共施設保全計画」の策定
 - まちづくりの視点などから、施設の更新・再編などに戦略的に取り組んでいくための「FM戦略プラン」の策定および推進

⑪ (新) プレミアム付商品券の販売 783,854 千円

【文化スポーツ観光部商業振興課】

消費税率の10%への引き上げが低所得者や子育て世帯(0～2歳児)の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的としてプレミアム付商品券の販売を行います。

○ 2019年度住民税非課税者

(課税者と生計同一の配偶者や扶養親族、生活保護被保護者を除く)

・購入限度額:

券面額 25,000 円 (販売額 20,000 円)

○ 3歳未満の子が属する世帯の世帯主

・購入限度額:

券面額 25,000 円 (販売額 20,000 円) × 3歳未満の子の人数